

プラン改定にあたって

- 1. 背景・趣旨**
 - 本県の外国人人口は、平成20年末の32,292人をピークに減少傾向で、平成25年末では24,712人。一方で、滞在の長期化・定住化が進む。
 - 平成24年(2012年)7月より、外国人住民も、日本人と同様に住民基本台帳制度の適用対象になった。
 - 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)では、高度外国人材受入環境の整備や外国人技能実習制度の見直しなどが検討。
 - こうした状況の下、日本人住民と外国人住民が共に多文化共生の社会づくりを推進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある社会の実現を目指す。
- 2. 改定の経緯**
 - 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月総務省自治行政局国際室通知)に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、提言(平成21年11月)を受け、平成22年4月にプランを策定。平成26年度をもって5年の計画期間が終了。
 - 経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう見直しを行う。
- 3. プランの位置づけ**
 - 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取り組みの方向性を示す指針・計画。
- 4. 計画期間**
 - 平成27年(2015年)度～平成31年(2019年)度の5年間

外国人住民の概況等

- 【人口等】**
- 滋賀県人口:人口減少局面に入ったと推測される。
 - 外国人人口:平成20年末の32,292人をピークに減少傾向。
 - 国籍等別:国籍等別では、ブラジル(7,945人、32.2%)、韓国・朝鮮(5,339人、21.6%)、中国・台湾(4,974人、20.1%)、フィリピン(1,978人、8.0%)、ペルー(1,633人、6.6%)の順。
 - 在留資格別:在留資格別では、永住資格「永住者」は8,314人で33.6%を占め、増加傾向。

現状と課題

- 【コミュニケーション支援】**
- 言語ニーズの多様化:外国人住民の国籍等の構成変化。滞在の長期化・定住化で日本語がある程度理解できる外国人住民もいる。
 - 日本語学習:外国人住民は、日本語や日本社会について学び、理解することが重要。

- 【生活支援】**
- [労働等]
- 就労状況:派遣・請負事業所に就労しているものの割合が高く、不安定な就労形態。
 - 技能実習生:国において期間延長や業種の拡大等が検討。
 - 住環境:外国人住民は賃貸住宅等への入居制限を受けることがある。
- [教育]
- 外国人児童生徒:日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成24年に増加に転じ、在籍学校数も増加。
- [医療・福祉]
- 外国人患者の受入:医療通訳がいるなど外国人患者の受入れ体制が整備された医療機関は限定されている。
 - 福祉との連携:相談・支援における福祉との連携も重要。また、今後は、外国人住民の高齢化も進むと予想される。
- [防災]
- 防災:防災啓発や地域の防災訓練などへの外国人住民の参加促進が必要。
- [生活安全]
- 啓発の推進:言語や法律、習慣などの違いにより、犯罪の当事者(被害者、加害者)となることもある。

- 【多文化共生の地域づくり】**
- 啓発:啓発事業等を通じ、多文化共生や外国人の人権尊重に関する理解を深めることが、引き続き必要。
 - 社会活動への参加:地域活動やイベントへ参加しやすい環境づくりが必要。
 - 県民のニーズ:外国文化や言葉などを学びたいなど、国際感覚や異文化理解力を磨きたい県民ニーズ。
 - 留学生等:留学生等の人材の活用。

現状と課題に対応する施策・取組の充実へ

多文化共生推進に関する基本的な考え方

- 1. 基本目標**
 - 国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指す。
- 2. 多文化共生の意義**
 - (1)地域の活性化
 - (2)県民の異文化理解力や国際感覚の向上
 - (3)ユニバーサルデザインの地域づくりの推進
 - (4)市民活動団体と協働した地域づくりの推進
 - (5)★県民の人権意識の高揚

多文化共生施策の展開 ～推進に向けての10の施策～

- 1. こころが通じるコミュニケーション支援**
 - (1) **地域における情報の多言語化**
 - ①多言語による行政・生活情報の提供
 - ②外国人住民のための相談窓口の設置、専門家の養成
 - ③★「やさしい日本語」等の普及
 - ④★多言語案内表示の普及
 - ⑤さまざまな主体との連携による情報提供
 - (2) **日本語および日本社会についての学習機会の提供**
 - ①日本語学習機会の提供
 - ②日本語ボランティア指導者の人材育成
 - ③日本語教室への支援
- 2. 安心して暮らせる生活支援**
 - (3) **安心して働ける・暮らせる環境整備**
 - ①多言語による労働関係情報の提供
 - ②外国人住民を対象とした職業能力開発の支援
 - ③★多文化共生推進のための啓発
 - ④★安心して暮らせる入居支援
 - (4) **教育環境の整備**
 - ①外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等
 - ②★外国人児童生徒等の受入体制の整備
 - ③外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換
 - ④外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修
 - ⑤児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進
 - ⑥★進路支援への取組み
 - ⑦★外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
 - ⑧外国人学校の法的地位の明確化の推進
 - ⑨体験学習支援
 - (5) **安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備**
 - ①多言語による社会保障等の情報提供
 - ②★相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携
 - ③外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
 - ④★外国人患者の受入体制の整備
 - (6) **災害時への対応**
 - ①外国人住民に対する防災知識の普及啓発
 - ②防災訓練などへの参加促進
 - ③災害多言語支援センターの開設
 - ④広域的な災害支援体制の構築
 - ⑤災害時外国人支援のための人材養成
 - (7) **生活安全における支援の充実**
 - ①地域安全対策の推進
 - ②交通安全対策の推進
- 3. 活力ある多文化共生の地域づくり**
 - (8) **地域社会に対する意識啓発**
 - ①多文化共生の意識づくりに向けた啓発
 - ②多文化共生意識を持った行政職員の育成
 - ③交流の場づくり
 - (9) **外国人住民の自立と社会参画**
 - ①社会活動への参加促進
 - ②★地域で活躍する外国人住民の情報発信
 - (10) **★多様性を活かした地域づくり**
 - ①★多様性を活かした地域づくり
 - ②★地域で活躍する外国人住民の情報発信 *再掲

(注)★印は、新しく盛り込んだ主な施策・取組です。

多文化共生施策の推進

- 各主体の役割(国、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、大学、自治会など、県民)
- 推進体制(多文化共生推進本部、広域的な連携)
- プランの進行管理(事業進捗状況把握、モニタリング指標、中間・期末評価)